

外国人教員短期招へいプログラム実施要項

(目的)

三重大学（以下「本学」という。）の教育環境の国際化を図るとともに、本学の教育活動の一層の進展に寄与するため、本学とこれまで交流の実績を有する海外の教育・研究機関や将来的に協定締結を視野に入れている海外の教育・研究機関等（以下「本学と連携する海外の教育・研究機関」という。）からの外国人教員及び研究者の短期招へいを推進する。

(対象者)

本学と連携する海外の教育・研究機関等の教員又は研究者（本学が規定する外国人研究者ではないこと。）で、学部等における教育に優れた能力を有すると認められる者とする。

(受入れ方法)

本プログラムによる受入れは、以下のいずれかの方法による。

- (1) 非常勤講師としての雇用による受入れ
- (2) 「短期招へい外国人教員」として雇用に基づかない受入れ

(受入れ手続き)

本プログラムでの受入れを希望する学部等の長は、別に定める様式により国際戦略機構に申請し、国際戦略推進会議での審議を経て国際戦略機構長の承認を得るものとする。

非常勤講師として受け入れる場合は、学部等の長は、別途雇用手続を行うものとする。

(職務)

本プログラムにより受け入れた者の職務は、以下のいずれかのおりとする。

- (1) 受け入れる学部等における学生への教育及び研究指導支援
- (2) 本学の国際化教育と国際化推進活動への助言及び支援
- (3) 専門領域での教育参加

(受入れ期間)

受入れ期間は、概ね2週間以上6か月以内とする。

(助成)

1 学部等当たり、75万円を上限として受入経費を助成する。

ただし、学部等の経費により、期間の延長や滞在費等の追加支援を行うことは差し支えない。

(実施期間)

本プログラムの実施期間及び財源等は、以下のとおりとする。

- (1) 本プログラムは、2026年4月から実施し、概ね3年を経過した後に見直すものとする。
- (2) 予算の範囲内であれば招へい人数の制限は定めない。

(その他)

- (1) 本プログラムでの受入れは、渡日し、主に本学で活動する場合に限るものとする。
- (2) 招へいにあたり必要となる査証、宿舎等の手続きは受入れ学部等で対応する。
- (3) 受入れに当たっては、多文化共修授業の取組みや各学部等が企画する国際イベントと関連付けることが望ましい。
- (4) 本要項における学部等とは、各学部・研究科、全学共通教育センター、国際戦略機構とする。
- (5) 本要項に定めのない事項は、必要に応じて国際戦略推進会議にて審議し、決定する。